

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則

(実施) 令和7年9月10日

(目次)

第1章 総則(第1条～第3条)

第2章 債券(第201条～第214条)

第1章 総則

(目的)

第1条

この施行規則は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に基づき、本所が定める事項並びに特例の解釈及び運用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条

この施行規則において「ESG評価機関」、「運用会社」、「監査報告書等」、「公募債」、「国際会計基準」、「債券」、「指定振替機関」、「受託者」、「上場債券」、「新規上場申請者」、「施行令」、「特定証券情報」、「特定上場有価証券」、「特定投資家」、「特定取引所金融商品市場」、「特定有価証券」、「日本会計基準」、「発行者情報」、「発行登録書」、「発行登録追補書類」、「半期報告書」、「米国会計基準」、「法」、「有価証券」、「有価証券届出書」及び「有価証券報告書」とは、それぞれ特例第2条に規定する「ESG評価機関」、「運用会社」、「監査報告書等」、「公募債」、「国際会計基準」、「債券」、「指定振替機関」、「受託者」、「上場債券」、「新規上場申請者」、「施行令」、「特定証券情報」、「特定上場有価証券」、「特定投資家」、「特定取引所金融商品市場」、「特定有価証券」、「日本会計基準」、「発行者情報」、「発行登録書」、「発行登録追補書類」、「半期報告書」、「米国会計基準」、「法」、「有価証券」、「有価証券届出書」及び「有価証券報告書」をいう。

(指定振替機関の定義)

第3条

特例第2条第7号に規定する施行規則で定める者は、株式会社証券保管振替機構とする。

第2章 債券

(発行者のウェブサイトでの開示内容)

第201条

特例第204条第1項に規定する施行規則で定める事項とは、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める事項をいう。

(1) 有価証券報告書の提出義務のない者(第3号に掲げる者を除く。)

a 特定証券情報

- b 発行者情報
 - c 格付業者(特例第210条第1号に規定する「格付業者」をいう。以下同じ。)から取得した新規上場申請に係る債券又は上場債券に係る格付(ただし、新規上場申請に係る債券又は上場債券が第205条第1項に定める保証を受けている場合を除く。)
 - d ESG 評価機関から取得した新規上場申請に係る債券又は上場債券に係る評価等
 - e その他投資判断上重要と認められる事項
- (2) 有価証券報告書の提出義務のある者
- a 特定証券情報
 - b 有価証券報告書及び半期報告書並びにこれらの訂正報告書
 - c 格付業者から取得した新規上場申請に係る債券又は上場債券に係る格付(ただし、新規上場申請に係る債券又は上場債券が第205条第1項に定める保証を受けている場合を除く。)
 - d ESG 評価機関から取得した新規上場申請に係る債券又は上場債券に係る評価等
 - e その他投資判断上重要と認められる事項
- (3) 法第3条各号に規定する有価証券に係る新規上場申請者及び発行者
- a 新規上場申請に係る債券又は上場債券の発行要項
 - b 格付業者から取得した新規上場申請に係る債券又は上場債券に係る格付(ただし、新規上場申請に係る債券又は上場債券が特例第2条第6号 d に掲げる有価証券である場合及び第205条第1項に定める保証を受けている場合を除く。)
 - c ESG 評価機関から取得した新規上場申請に係る債券又は上場債券に係る評価等
 - d その他投資判断上重要と認められる事項
- (4)法 27 条の 31 第 1 項に定める特定勧誘等を行わずに公募債の新規上場申請を行う場合には、(2)a 中「特定証券情報」とあるのを「当該公募債に係る有価証券届出書の写し又は発行登録書及び発行登録追補書類の各写し」と読み替えて同規定を適用する。

(上場契約書)

第202条

特例第206条第1項に規定する「上場契約書」は、本所指定様式によるものとする。

(新規上場申請に係る提出書類等)

第203条

特例第207条第2項第1号に規定する特定証券情報の内容は、証券情報等内閣府令第2条第2項第1号イからニまでに掲げる事項(新規上場申請者が既に1年間継続して開示府令第9条の3第2項に規定する有価証券報告書を提出している場合は、その旨並びに証券情報等内閣府令第2条第2項第1号イ及びロに掲げる事項)に関する情報(債券が特定有価証券に該当する場合には、同項第2号イからニまでに掲げる事項に関する情報)とする。

2 新規上場申請者は、特例第207条第2項第1号に規定する特定証券情報を作成するにあたっては、本所指定様式その他本所が適当と認める様式を用いなければならない。

3 特例第207条第2項第2号に規定する「新規上場申請に係る宣誓書」は、本所指定様式によるものとする。

4 特例第207条第3項に規定する施行規則で定める監査報告書等は、監査法人の「無限定適正意見」又はこれに準ずる意見が記載されたものであり、かつ、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

(1) 日本において一般に公正妥当と認められる監査の基準又はこれと同等の基準に準拠して実施された監査の結果が記載されたものであること。

(2) 法第193条の2に規定する監査証明に相当すると認められる証明、又はこれらと同等のものが記載されたものであること。

(3) 監査法人によって作成されたものであること。

(4) 最近の事業年度又は連結会計年度に係るものであること。

5 特例第207条第4項に規定する施行規則で定める会計基準とは、当取引所が日本会計基準、米国会計基準又は国際会計基準の3基準のいずれかと同等であると認めた基準をいい、新規上場申請者及び上場債券の発行者は、当該基準に基づいて特定証券情報において求められる財務書類を作成する場合には、当該基準における会計処理の原則及び手続きと当該3基準のいずれかにおける会計処理の原則及び手続きとの差異の内容につき開示しなければならない。

6 特例第208条第5項に規定する「新規上場申請に係る債券の発行要項」の内容は、本所指定様式の第一部【証券情報】に相当する情報とする。

(新規上場申請時の公表の方法)

第204条

特例第208条第1項及び第2項に規定する施行規則で定める方法は、次の各号に掲げる掲載のいずれかを継続して行う方法とする。

(1) 本所のウェブサイトへの掲載

(2) 新規上場申請者の情報を掲載するウェブサイトへの掲載

2 特例第208条第3項及び第4項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項に規定する方法は、前項に定める方法とする。

3 新規上場申請者は、特例第208条第1項、第2項、第3項又は第4項に規定された情報を第1項第2号の方法により公表をしたときは、速やかに、当該公表された書類を本所に提出しなければならない。

4 本所は、前項の規定により公表された書類の提出を受けた場合には、当該公表された書類を速やかに本所のウェブサイトに掲載するものとする。

(上場適格性要件)

第205条

特例第210条第1号に規定する施行規則で定める要件とは、当該債券が特例第2条第6号dに掲げる有価証券であること又は国、国内の地方公共団体若しくは本所が適当と認める金融機関による保証を受けていることをいう。

2 特例第210条第2号に規定する「本所が定めるESG評価機関」とは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) ICMA の外部レビューアーとして登録されていること
- (2) CBI 認定検証者として登録されていること
- (3) 環境省のグリーンファイナンスサポーターズ制度における発行支援者(レビュー部門)として登録されていること

3 特例第210条第3号に規定する「主幹事証券会社リスト」への登録は、当該リストへの登録を希望する者からの申請を受け、本所が当該者のこれまでの債券の引受実績等を勘案して行うものとする。

4 本所は、本所が必要と認める場合には、特例第210条第3号に規定する「主幹事証券会社リスト」に登録された者の登録を取り消すことができる。

5 特例第210条第3号に規定する施行規則で定める要件とは、本所が適当と認める金融機関が当該債券の総額を購入していることをいう。

(重要な発行者等の情報の開示)

第206条

特例第213条の規定に基づき開示すべき内容は、次の各号に掲げる事項であつて、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼし得るものとする。

- (1) 上場債券の発行者等が開示すべき事項を決定した理由又は開示すべき事項が発生した経緯
- (2) 開示すべき事項の概要
- (3) 開示すべき事項の今後の見通し
- (4) その他投資判断上重要と認められる事項

(発行者情報)

第207条

特例第215条第1項に規定する発行者情報の内容は、証券情報等内閣府令第7条第3項第1号イからハまでに掲げる事項に関する情報(債券が特定有価証券に該当する場合には、同項第2号イからハまでに掲げる事項に関する情報)とする。

2 上場債券の発行者は、特例第215条第1項に規定する発行者情報を作成するにあたっては、本所指定様式その他本所が適当と認める様式を用いなければならない。

3 特例第215条第1項に規定する発行者情報において求められる財務書類は、特例第207条第3項の規定に準じて作成するものとする。

4 上場債券の発行者は、特例第215条第1項に規定する本所の承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書その他本所が必要と認める書類を、本所に提出しなければならない。

- (1) 当該発行者情報の提出に関して当該承認を受けようとする期間
- (2) 当該承認を受けようとする発行者情報に係る事業年度終了の日
- (3) 当該発行者情報の提出に関して当該承認を必要とする理由

5 本所は、前項の承認の申請があつた場合において、同項第3号に規定する理由がやむを得ないものと認める場合は、当該申請のあつた日の属する事業年度(その日が事業年度開始後3か月以内(直前事業年度に係る発行者情報の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内)の日であ

る場合には、その直前事業年度)から当該理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度までの各事業年度に係る発行者情報について、承認をするものとする。

6 上場債券の発行者は、前項の規定による承認を受けた場合には、第204条第1項に定める方法により、直ちにその旨を公表するものとする。

7 本所は、第4項第3号に規定する理由が消滅した場合又は変更があった場合には、承認した提出期限を変更する又は当該承認を将来に向かって取り消すことができる。

8 上場債券の発行者は、前項に規定する理由の消滅又は変更があった場合には、直ちに本所に対してその旨を報告するとともに、第204条第1項に定める方法により公表するものとする。

9 上場債券の発行者は、第6項又は前項の規定により第204条第1項第2号の方法による公表をしたときは、速やかに、当該公表された書類を本所に提出しなければならない。

10 本所は、前項の規定により公表された書類の提出を受けた場合には、当該公表された書類を速やかに本所のウェブサイトに掲載するものとする。

11 特例第215条第1項及び第2項に規定する公表の方法並びに証券情報等内閣府令第7条第1項第1号、第9条第1号及び第11条第1号に規定する特定取引所規則において定める公表の方法は、第204条第1項又は第2項に定める方法とする。この場合において、上場債券の発行者は、特例第215条第1項又は第2項の規定により第204条第1項第2号の方法による公表をしたときは、速やかに、当該公表された書類を本所に提出しなければならない。

12 本所は、前項の規定により公表された書類の提出を受けた場合には、当該公表された書類を速やかに本所のウェブサイトに掲載するものとする。

13 特例第215条第3項に規定する施行規則で定める監査報告書等は、第203条第4項各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。

(上場に関する料金)

第208条

特例第218条に規定する新規上場料その他上場に関する料金の額及び支払期限は、別表に定めるところによるものとする。

(改善報告書)

第209条

本所は、上場債券の発行者が特例第3編第3章第1節の規定に違反したと本所が認める場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場債券の発行者に対して、その経緯及び改善措置を記載した特例第219条第1項第1号に規定する改善報告書の提出を求めることができる。

2 本所は、前項の規定により提出された改善報告書の内容が明らかに不十分であると認める場合には、当該上場会社に対してその変更を要請し、当該改善報告書の再提出を求めることができる。

3 上場債券の発行者は、前2項の規定により改善報告書の提出を求められた場合は、速やかに当該改善報告書の提出を行わなければならない。

4 本所は、上場債券の発行者が前項の規定により改善報告書を本所に提出した場合は、当該改善報告書（第2項の規定によりその内容が明らかに不十分であると認められた改善報告書を除く。）を公衆の縦覧に供するものとする。

（違約金）

第210条

本所は、次の各号に掲げる場合において、当該上場債券の発行者が本所の市場に対する投資者の信頼を毀損したと本所が認めるときは、当該上場債券の発行者に対して、特例第219条第1項第2号の規定により違約金の支払いを求めることができる。この場合には、本所はその旨を公表するものとする。

（1） 上場債券の発行者が特例第2編第3章第1節の規定に違反したと本所が認める場合

（2） 上場債券の発行者が特例その他の規則に違反したと本所が認める場合

2 上場債券の発行者は、前項の規定により違約金の支払いを求められた場合は、次項で定めるところにより、当該違約金を支払わなければならない。

3 前項に定める違約金の支払いについては、次の各号に定めるところによるものとする。

（1） 違約金の金額は、100万円とする。

（2） 上場債券の発行者は、前号の金額を本所が違約金の支払いを求めた日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

（3） 違約金の支払いは、本邦通貨によるものとする。

（4） 本所は、上場債券の発行者が違約金を支払期日までに支払わない場合には、当該上場債券の発行者に対し、支払期日の翌日から完済の日までの遅延損害金を100円につき1日4銭の割合によって請求できるものとする。

（実効性確保手段における監理銘柄の指定期間）

第211条

特例第219条第3項に規定する監理銘柄への指定期間は、同条第1項第3号に掲げる措置の検討を開始した日から本所が当該措置を講じるかどうかを認定した日までとする。

（上場廃止の取扱い）

第212条

上場債券の発行者は、特例第220条第2項第2号から第5号までのいずれかに該当するおそれがあると判断した場合には、直ちに本所に対してその旨を報告するものとする。

2 特例第220条第2項第1号に掲げる場合には、第214条第2号に定める日の14日前（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）に当該場合に該当するものとして取り扱う。

3 特例第220条第2項第2号に掲げる場合には、当該上場債券の発行者から、当該償還を行う旨の決定に係る書面による報告を受けた時に当該場合に該当するものとして取り扱う。

（監理銘柄の指定期間）

第213条

特例第220条第3項に規定する監理銘柄への指定期間は、本所が必要と認めた日から本所が同条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当するかどうかを認定した日までとする。

(上場廃止日の取扱い)

第214条

特例第220条第4項に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、本所は、本所が必要と認める場合は、当該日より前の日を上場廃止日とすることができる。

(1) 特例第220条第1項第1号及び同条第2項第4号から第6号までに掲げる場合に該当することとなった銘柄

本所がその都度定める日

(2) 特例第220条第2項第1号に掲げる場合に該当することとなった銘柄

最終償還期限から起算して4日前(休業日を除外する。)の日

(3) 特例第220条第2項第2号に掲げる場合に該当することとなった銘柄

繰上償還の日(繰上償還の日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たるときは、実際の繰上償還の日)から起算して4日前の日

(4) 特例第220条第2項第3号に掲げる場合に該当することとなった銘柄

吸収分割又は新設分割がその効力を生ずる日から起算して3日前の日

付 則

この規則は、令和7年9月10日から施行する。

別表

ESG債券の上場に関する料金

種別	金額	支払期日
新規上場手数料	50 万円	上場日の属する月の翌月末日
(年間)上場維持 手数料	5 万円	第1回支払日は上場日の属する月の1年応当 月の末日(前1年分の手数料)

(注1) 上表の記載にかかわらず、本所は、市場の活性化のために必要があると認める場合は、本所が定めるところにより、一定の期間において、上場に関する料金を変更することができる。この場合は、あらかじめその旨を本所のウェブサイトへ掲載するものとする。

(注2)

a 上表で算出した金額について、100円未満の金額は切り捨てるものとする。

b 前aにより算出した額に消費税額及び地方消費税額を加算(新規上場申請者又は上場債券の発行者が外国の者である場合を除く。)して支払うものとする。

c 料金の支払いは、本邦通貨によるものとする。

d 本所は、上場債券の発行者がこの別表に規定する料金を支払期日までに支払わない場合には、上場債券の発行者に対し、支払期日の翌日から完済の日までの遅延損害金を100円につき1日4銭の割合によって請求できるものとする。

(注3) 上場債券の発行者は、上場廃止の際に支払期限の到来していない料金について、上場廃止日の前日又は本所が別途指定する日までに支払うものとする。

(注4) ESG債として対象となる債券とは、下記のいずれかとする。

1. Team Sapporo-Hokkaido が創設する『TSH グリーンファイナンスフレームワーク』により評価を受けた債券
2. ESG 評価機関による ESG 評価を受けた債券
(例:グリーンボンド、トランジションボンド等)